

出席停止の期間の基準（学校保健安全法第19条）

感染症（結核を除く）にかかった者については次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるときは、この限りではありません。

インフルエンザ （鳥インフルエンザ （H5N1）及び新型 インフルエンザ等感 染症を除く）	発症後5日（発熱日を含まない）かつ解熱後2日を経過するまで（解熱日を含まない）							
	・例えば、発症後2日目に解熱した場合							
	発症日	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後6日目	
	発熱	発熱	解熱	1日目	2日目	3日目	登校可能	
↓ 発症後5日目以内なので、登校不可								
	・例えば、発症後4日目に解熱した場合							
	発症日	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後6日目	発症後7日目
	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	1日目	2日目	登校可能
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで							
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染の恐れがないと認めるまで							
麻疹	解熱した後3日を経過するまで							
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで							
風疹	発疹が消失するまで							
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで							
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで							